

随意契約結果表

担 当 課 名	下水道課		
案 件 名	志手原P-16中継ポンプNo.2ポンプ取替工事		
案 件 の 概 要	経年劣化によるNo.2ポンプ取替工事		
随意契約の種類	○ 随意契約 ● 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和 7 年 10 月 29 日	契約の相手方	新明和アクアテクサービス株式会社
契 約 金 額	1,210,000 円 (うち消費税相当額 110,000 円)		
契 約 期 間	契 約 を 行 っ た 日 ~ 令和 7 年 11 月 28 日 まで		
随意契約とした理由	<p>志手原P-16中継ポンプにおいて異常高水位の警報が発生した。現地にて調査をおこなったところ、No.2ポンプの経年劣化による揚水不良であることが確認された。現状ではNo.1ポンプの1台運転であり、バックアップ機能を確保するために、緊急にポンプの取替工事を行う必要がある。</p> <p>今回依頼を行う新明和アクアテクサービス株式会社は、当該ポンプの製造メーカーであり、早急な対応が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要がある場合)の規定により単独随意契約を行うものである。</p>		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 (緊急の必要があるもの)		